

## 船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内において小規模保育事業を実施している者（以下「事業者」という。）に対し、小規模保育事業運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、小規模保育事業者の費用負担の軽減を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「小規模保育事業」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。

### (交付の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 法第34条の15第2項に基づき市長の認可を得て、法第24条第2項の規定により市長が保育する必要があると認める児童を現に保育していること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第29条第1項に規定する特定地域型保育を提供する日（土曜日を除く。）において、1日につき11時間以上の特定地域型保育の提供を行うこと。

### (交付対象等)

第4条 補助金の交付の対象となる費用、補助金の算定基準及び補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、別表第2に掲げる日までに船橋市小規模保育事業運営費補助金交付申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。この場合において、別表第3に掲げる費用に係る申請にあつては、同表に定める書類を添付しなければならない。

### (交付可否の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、交

付の可否を決定し、その旨を船橋市小規模保育事業運営費補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

（交付請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、船橋市小規模保育事業運営費補助金交付請求書（第3号様式）により速やかに市長に請求しなければならない。

（交付の時期）

第8条 前条の規定による請求に係る補助金については、補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

（報告の義務）

第9条 補助金の補助事業が完了した申請者は、補助金の使途を明確にするため補助事業が完了した日から1箇月以内の日、又は当該年度の3月31日のいずれか先に到来する日までに船橋市小規模保育事業運営費補助金実績報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

（額の確定等）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、前条に規定する書類の審査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市小規模保育事業運営費補助金確定通知書（第5号様式）により当該申請者に通知する。

（交付決定の取消し等）

第11条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者がいるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成28年度以後の年度分の補助金について適用し、平成27年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の補助金について適用し、平成28年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年12月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の補助金について適用し、平成29年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成31年度以後の年度分の補助金について適用し、平成30年度分までの補助金に

については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱（別表第4の改正規定を除く。）による改正後の船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金について適用し、令和元年度分までの補助金については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第4の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱（別表第4の改正規定を除く。）による改正後の船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の補助金について適用し、令和2年度分までの補助金については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第4の規定は、令和2年4月1日から適用する。

別表第1

| 区分              | 補助金の算定基準  |       | 補助金の額                  |
|-----------------|---|-------|------------------------|
| 1 職員の処遇向上に要する費用 | 毎月1日在職の正規職員の数。ただし、当該正規職員の数が市長の認める数を超える場合にあつては、市長が認める数 | ア 保育士 | 正規職員1人当たり<br>月額32,470円 |
|                 |   | イ 保健師 |                        |
|                 |   | ウ 助産師 |                        |
|                 |   | エ 看護師 |                        |
|                 |   | オ 栄養士 | 正規職員1人当たり<br>月額24,980円 |
|                 |   | カ 事務長 | 正規職員1人当たり              |

|                 |   |  |   |
|-----------------|---|--|---|
|                 |   | キ 事務員の職務に従事する者<br>ク アからキまで、ケ及びコに掲げる者のほか、保育に従事する者 | 月額16,470円   |
|                 |   | ケ 調理員の職務に従事する者<br>コ 用務員の職務に従事する者                 | 正規職員1人当たり<br>月額15,280円  |
|                 | 期末手当の支給月1日在職の正規職員の数。ただし、当該正規職員の数が市長の認める数を超える場合にあっては、市長が認める数             |  | 正規職員1人当たり<br>1回目支給分37,910円<br>2回目支給分37,910円（期末手当が年1回支給される場合は、75,820円） |
| 2 延長保育事業に要する費用  | 延長保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第10号）別紙延長保育事業実施要綱4(1)④ウに規定する延長保育事業に要する費用 |  | 別表第4による額  |
| 3 児童の処遇向上に要する費用 | 毎月1日在籍の児童の数   |  | 総児童分<br>児童1人当たり月額1,150円<br>年齢別<br>3歳未満児1人当たり月額3,600円                  |

|                         |  |  |
|-------------------------|--|--|
| <p>4 予備保育士の雇用に要する費用</p> | <p>毎月1日現在において特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日付け府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号）別紙6に規定する充足すべき職員数を超えて雇用する保育士であって市長が認めるもの1人。</p> | <p>保育士1人当たり月額190,400円以内。ただし、期末手当分として、1年につき、それぞれ月額4.45月分を限度に加算する。</p>                                     |
|                         | <p>毎月1日現在において特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙6に規定する充足すべき職員数を超えて雇用する保育士のうち市長が認めるものであって、1歳児及び2歳児5人につき保育士1人を配置する場合に追加で必要となるものの数以内</p>    |  |
| <p>5 連携経費に要する費用</p>     | <p>連携施設との連携に要する費用</p>  | <p>1事業者当たり年額553,200円以内</p>   |
| <p>6 施設の維持管理に要する費用</p>  | <p>小規模保育事業を実施する施設の維持管理全般に要する費用。ただし、当該小規模保育事業を実施する建物部分が自己所有であるものに限る。</p>  | <p>1箇所当たり年額180万円以内。ただし、当該小規模保育事業の実施期間が12月に満たない場合にあっては、1箇所当たり年額180万円に実施期間の月数を12で除した額を乗じて得た額。（1,000円未満</p> |

|  |                      |
|--|----------------------|
|  | の端数があるときは、これを切り捨てた額) |
|--|----------------------|

備考

- 1 正規職員とは、1日6時間以上、月20日以上勤務する者をいう。
- 2 保育士とは、法第18条の4に規定する者をいう。
- 3 保健師とは、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条に規定する者をいう。
- 4 助産師とは、保健師助産師看護師法第3条に規定する者をいう。
- 5 看護師とは、保健師助産師看護師法第5条に規定する者をいう。
- 6 栄養士とは、栄養士法(昭和22年法律第245号)第1条第1項に規定する者をいう。
- 7 公定価格とは、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第29条第1項に規定する特定教育・保育に要する費用をいう。

別表第2

| 区分               | 申請期限   |
|------------------|--|
| 1 職員の処遇向上に要する費用  | 1.2.3月分 3月31日<br>4.5.6月分 7月15日<br>7.8.9月分 10月15日<br>10.11.12月分 1月15日 |
| 2 延長保育事業に要する費用   | 3月31日  |
| 3 児童の処遇向上に要する費用  | 3月31日  |
| 4 予備保育士の雇用に要する費用 | 1.2.3月分 3月31日<br>4.5.6月分 7月15日<br>7.8.9月分 10月15日<br>10.11.12月分 1月15日 |
| 5 連携経費に要する費用     | 3月31日  |
| 6 施設の維持管理に要する費用  | 3月31日  |

別表第 3

| 区分              | 添付書類  |
|-----------------|---|
| 1 職員の処遇向上に要する費用 | 1.職員名簿<br>2.保育士証、保健師免許証、助産師免許証、看護師免許証又は栄養士免許証の写し<br>注 2回目以降の申請にあつては、職員に変更が生じた場合にのみ当該職員に係る書類を添付すること。 |
| 2 延長保育事業に要する費用  | 1.延長保育実施状況報告書<br>2.その他市長が必要と認める書類   |
| 3 連携経費に要する費用    | 1.連携にかかる契約書<br>2.連携施設へ支払う費用の領収書<br>3.その他市長が必要と認める書類   |

別表第 4

| 延長時間区分   | 1 事業所あたり年額  | 1 日あたりの平均対象児童数 |
|----------|-------------|----------------|
| 30 分延長   | 300,000 円   | 1 人以上          |
| 1 時間延長   | 1,228,000 円 | 2 人以上          |
| 2 時間延長以上 | 1,529,000 円 | 1 人以上          |

## 備考

- 対象児童数とは、1 1 時間の開所時間の前後の時間において、30 分延長にあつては15 分以上の時間、1 時間延長にあつては30 分を超える時間、2 時間延長にあつては1 時間30 分を超える時間、3 時間延長にあつては2 時間30 分を超える時間の延長保育を利用した児童の数をいう。
- 平均対象児童数とは、年間の延長時間区分毎における各週の最も多い対象児童数をもって平均し、小数点以下第1 位を四捨五入して得た数をいう。
- 複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分となること。
- 事業期間が6 か月未満の施設にあつては、該当する1 事業所あたり年額に2 分の1 を乗じて得た額を補助金の額とする。





第1号様式

年 月 日

船橋市長 あて

小規模保育事業者名

所在地

代表者氏名

印

船橋市小規模保育事業運営費補助金交付申請書

船橋市小規模保育事業運営費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請金額 円
2. 内訳 別紙のとおり
3. 添付書類

第2号様式

年 月 日

様

船橋市長



船橋市小規模保育事業運営費補助金交付可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった船橋市小規模保育事業運営費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 交付します。 交付決定額 円

内訳

| 区 分 | 交付金額 |
|-----|------|
|     |      |

2. 交付しません。

理由

第3号様式

年 月 日

船橋市長 へ

小規模保育事業者名

所在地

代表者氏名

印

船橋市小規模保育事業運営費補助金交付請求書

船橋市小規模保育事業運営費補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

第 4 号様式

年 月 日

船橋市長 へ

小規模保育事業者名

所在地

代表者氏名

印

船橋市小規模保育事業運営費補助金実績報告書

年 月 日に交付決定を受けた船橋市小規模保育事業運営費補助金に係る事業実施状況について別紙のとおり報告します。

第5号様式

年 月 日

様

船橋市長



船橋市小規模保育事業運営費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金の額を  
確定したので、通知します。

|               |       |      |          |
|---------------|-------|------|----------|
| 指 令 年 月 日     | 年 月 日 | 指令番号 | 船橋市指令第 号 |
| 補 助 年 度       |       |      |          |
| 補 助 対 象 の 区 分 |       |      |          |
| 交 付 決 定 額     |       |      |          |
| 補助対象経費精算額     |       |      |          |
| 交 付 確 定 額     |       |      |          |